

平成 23 年 4 月 8 日

東北地方太平洋沖地震に伴う検査済証の取扱いについて

大阪市計画調整局建築指導部監察課

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、建築設備・建築材料等の入手ができず、建築物の完了検査の申請ができない事例が一部で発生しています。

大阪市では大阪府住宅まちづくり部平成 23 年 3 月 29 日付け発行の「東北地方太平洋沖地震に伴う検査済証の取扱いについて」に準じ、下記の事項をすべて満たし、かつ、申請者からの要望がある場合、当面の間は柔軟に対応し、検査済証を発行できるものとします。

なお、地震の影響によるものであっても建築基準関係規定に不適合となる部分がある場合は、検査済証の発行はできませんので申し添えておきます。

記

- 1 今回の東北地方太平洋沖地震の影響によるもので、建築物の用途が専用住宅であること。
- 2 システムキッチンや便器等の設置がない場合であって、建築基準関係規定に不適合となる部分がないこと。
- 3 軽微な変更として変更届を提出し、後日設置状況について完了検査を申請した確認検査機関へ報告するものであること。
- 4 軽微な変更の変更届及び完了検査申請書第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄において、今回の東北地方太平洋沖地震の影響である旨の記載がされていること。

以上

問い合わせ先：監察課 指定確認検査機関担当 田村・藤田 TEL：06-6208-9316
--